

2020年4月15日

経済産業大臣
梶山弘志 様

次回の意見交換に向けて

一般社団法人グリーンコープでんき
代表理事 熊野千恵美



前略、1月16日には貴重な時間をいただきました。また、重ねての場を持っていただくこと、ありがとうございます。予定した4月30日は延期となりましたが、新型コロナウイルスの感染リスク対応の観点から開催することができるようになった時点で、あらためての日程設定をよろしく申し上げます。少し間もあきましたので、当日お聞きしお話ししたいことを前以ってお届けしておきます。よろしくお取扱いをお願いいたします。

1. 1月16日意見交換での貴省の宿題が3点ありました。①と②については、応答をいただいています。③についての応答をよろしく申し上げます。

- ① 1999年12月電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の議事録の有無について。(訪問記録の3頁)
- ② 2016年11月16日審議会では報告された「公益的課題の費用のありかた」について。(訪問記録の3～4頁)
- ③ 使用済燃料再処理等既発電費の回収総額について。(訪問記録の14～15頁)

2. 前回を受けて、当日お聞きしたいのは以下の8点です。説明をよろしく申し上げます。

- ① 「廃炉時に使用済燃料再処理等抛出金の未抛出分がある場合、当該未抛出金が廃炉円滑化負担金の対象になる。」と言われるところの「使用済燃料再処理等抛出金の未抛出分」とは、どのような根拠(方法)及び基準で算定するのですか。

大手電力会社の現在の有価証券報告書に記載されている、国民が電気料金原価として支払っている「使用済燃料再処理等抛出金発電費」と、同じく国民が託送料金原価として支払っている「使用済燃料再処理等既発電費」、及びそれらの積算額として全国の手電力会社から使用済燃料再処理機構(NuRO)に積み立てられていると思われる「使用済燃料再処理等抛出金<注>」の3つの(下線を引いている)用語を使って、それら相互の関係が分かるように説明をお願いします。

〈注〉複雑怪奇に制度が様変わりしているようで中々追いつけていけないようなのですが、以前は、「使用済燃料再処理等積立金」というのが公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに積み立てられていて(現在、同センターには「特定放射性廃棄物」の最終処分資金が積み立てられている?)、かつ、「使用済燃料再処理等積立金」は六ヶ所再処理工場での再処理に充てるものであるが、それ以外にもまだ具体的計画が定まっていない使用済燃料の再処理に充てるための「使用済燃料再処理等準備引当金」というもの

があって（それが電力会社のB/Sに負債として留保されていたのか、それとも何かの機関に積まれていたのかは分かりませんが）いて、現在はそれらがどうなっているのか分からないので、一旦、「使用済燃料再処理等拠出金」と一括して、本文中に記しています。もし必要で可能ならば、これらの用語の推移や関係が分かる説明であれば幸いです。

その説明を伺ってからでないと言えないのかもしれませんが、私たちが最も知りたいのは、かつて2005年に法律（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律）ができる際に、所謂「過去分（1981年から使用済燃料再処理業務、具体的には六ヶ所再処理工場建設が始まっていたところ、1986年から使用済燃料再処理費用算定と電気料金算入が始まるに際して、1981～1986年分の使用済燃料の再処理費用）の費用計上と料金回収が必要である」という名目で、「それを、かつて原子力事業者の電気を使っていた国民からも負担してもらおう」という理屈から、「かつて原子力事業者の電気を使っていた国民」からも徴収できるようにするために、託送料金の原価となる「使用済燃料再処理等既発電費」というものが出来たわけですが、その総額が幾らで、これまでに私たちはその幾らを払い終わり、今後その残額をいつまで支払い続けなければならないのか、ということが一つです。

また、こうしたこととの関係でみた場合に、ひょっとすると、そのような意味での「過去分」であるとも言えないもの、つまり、理屈はおろか、その説明もつかないようなものが新たに「使用済燃料再処理等拠出金の未拠出金」と言われるものに秘かに含められ、それが「廃炉円滑化負担金」の一部とされ、原子力事業者の電気を使わない国民から回収されることにならないのだろうか、という疑問が生じており、そのお答えをお聞きしたいということです。もちろん、もし私たちの理解に間違いがあれば、そのご指摘もお願いします。

- ② 託送料金算定規則第4条2項中に「賠償負担金及び廃炉円滑化負担金相当金」を追加する手続きとその時期を教えてください。そして、これまで何度もお話しし、貴省からは「しなければならないことです」とお答えもあり、しかし、現在まで何もされていないのですが、このことの国民への説明はどうされますか。
- ③ 「賠償負担金（＝一般負担金の過去分とされる）総額2.4兆円」を弾き出した基と言われる「一般負担金の年間総額の1,630億円」の算定根拠は「各原子力事業者の収支に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること（原賠・廃炉等支援機構法第39条2項）」だと思われそうですが、それが具体的に（2012年は）1,008億円であって、（2013～2019年度までは）1,630億円であるとなる算出方法や基準はあるのですか。これは言わば任意・随意の金額ではないかと思われそうですが、そうではありませんか。
- ④ 2017年9月の経済産業省令第77号で「賠償負担金及び廃炉円滑化負担金」を託送料金に上乘せすることを決めています。これと「政府は、この法律の施行後早期に、平成23年原子力事故の原因等の検証、原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を

受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。（2011年成立の原賠・廃炉等支援機構法附則第6条2項）」との関係性をどう考えておられるのか、教えてください。

同じく、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（2017年の原賠・廃炉等支援機構法附則（平成二十九年五月一七日法律第三〇号）第5条）」との関係性をどう考えておられるのか、教えてください。

- ⑤ この「賠償負担金」は、2011年成立の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法で定めている「一般負担金」の「過去分」であるとして2017年経済産業省令第77号に定められたのですが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法は、将来の原子力事故賠償に備える仕組みとしてつくり、その仕組みを過去の事故賠償にも充てることができることとされ、それらのために、1F事故を起こした東京電力は特別負担金を拠出し、他の大手電力会社は原子力事業者としての相互扶助の立場から一般負担金を拠出する、と定められているものと承知しています。

加えて、その「一般負担金」は原子力事業者が行う相互扶助の協力であって、かつ、それを国民が負担する電気料金に含めるということは極力避けていく（国民負担を最小化、極小化する）と議論されたことも承知しています。

ところで、以上のとおりの2011年での法制定の経過と、その「一般負担金の過去分」なるものであるところの「賠償負担金」なるものを2017年に貴省が持ち出すにあたって説明されてきたことを照らし合わせると、将来の原子力事故賠償に備える用途のものを過去に原子力事業者の電気を使っていた国民からも＜公平＞に回収するという論は成り立たないと思いますので、この「一般負担金の過去分」なるものは東京電力の原子力事故賠償に充てられることになるとは思われますが、先に述べたとおり、「一般負担金」は原子力事業者が相互扶助で協力して出すものであり、しかも、極力国民負担（電気料金算入）とはさせないと定められたものである一方、「一般負担金の過去分」なるものは原子力事業者ではない新電力事業者に協力を求めるものであり、かつ、その電気を使う国民の負担（託送料金算入）を求めることが前提にされており、これは明らかに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に定めた「一般負担金」というものを逸脱し、とんでもない拡大と拡張がなされていると思われるものです。

この疑問を払拭できる説明があるのか、あらためて貴省のお考えをお聞かせください。

- ⑥ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構をとおした東京電力への資金援助の度に東京電力経営者や株主その他の利害関係者に必要な協力を求めねばならないこと（原賠・廃炉等支援機構法附則第3条2項）や、原賠・廃炉等支援機構と東京電力による特別事業計画が作成される度にも同様であること（原賠・廃炉等支援機構法第45条

2項)があつて、それについて、貴省から「当時の経営者(取締役全員)が退任した。株主に無配当の継続を要請した。債権者には借換えによる与信維持を要請した。」と説明がされていることは承知しているのですが、その具体的な内容をどこまで支援機構や貴省は把握し、それで十分かつ適切と判断されてきたのかを教えてください。

<注>具体的な内容とは、当時の経営者の退任後の再就職先やその報酬額は確かめたのか・その後の経営者の報酬額は確かめているのか・債権者(金融機関が大多数と思いますが)の与信継続による利息収入額は確かめているのか等を言います。

なお、このようにお聞きせねばならないのは、原賠・廃炉支援機構法を制定した2011年第177国会では繰り返し「東電経営者と利害関係者による厳格な協力が前提になればこの支援の仕組みは成立しない」と答弁・議論されていることから、それが果たされてきたのか、そしてそうした厳格な確認のうえでこれまでの国債交付や一般負担金抛出(この実質の負担者は北陸電力と中国電力を除けば電気を利用する国民です)が判断されてきたのかを確かめねばならないからです。

また、つい先日、「関西電力役員の金品授受問題」に関する第三者委員会調査報告書が出され、それは社内調査報告が炙り出さなかった問題を暴き、その中に経営者の数々の隠蔽事象・あまつさえ経営者報酬カットの補填すらなされてきた事実・非常識な接待費用が明らかになった事実等が示されているからです。このような由々しき事実は、すべて電気料金や託送料金原価とつながっています。

- ⑦ 貴省が「託送料金のルールを見直して、大手電力会社が送配電網の工事費を削減して費用を浮かせた場合、現在はその分の託送料金値下げを求めているのを、今後は大手電力会社の利益に還元できるようにする」と検討していると知りました(2月18日日本経済新聞記事『送配電網 効率投資促す 経産省 工事費削減分を還元』)。

これまでは総括原価方式によって係る費用は新電力の電気使う契約者を含む全ての国民に負担させてきた一方で、これからは経営努力の効率化で浮いた費用を大手電力会社の利益とすることは、大手電力会社への優遇であつて、そうした結果、託送料金の公正・公平さが遠く後回しになると思えるのですが、貴省はどう考えているのかを教えてください。

- ⑧ 貴省及び政府が「原発事故処理に再エネ財源を一時的に使い、将来は返すという仕組みの改正特別会計法案を国会に提出した」ことを知りました(3月18日朝日新聞記事『原発事故処理に再エネ財源 政府法案 目的外使用可能に』『「原発＝安い」論に疑問符』)。

1月16日の訪問時にやり取りできなかった七の点(原発のコストに関して)がこうしたことに関わります。私たちがこの間申したかったのは、このように様々な形で原発に使われているお金を全部含めたところでの、実体を明らかにした「原発コスト」を改めて出し直す必要はないか、ということです。重ねてお聞きしますが、

貴省はそうした必要を感じていないのでしょうか。

3. 当日お話ししたいことは次のとおりです。ぜひ耳を傾けて真剣に考えていただけることを願います。
- (1) 託送料金の透明・公平・公正さを考えたとき、以上のように多くの疑問が残されたなかで、「託送料金に、賠償負担金（＝一般負担金の過去分）や（使用済燃料再処理費用の一部まで含めた）廃炉円滑化負担金を上乘せする」といったことを経済産業省令で施行されるのは、思い止まるべきでないでしょうか。
 - (2) この問題については、これまで、聞いてみないと分からない、聞いても分からない、調べてみないと分からない、調べても分からない、ということの繰り返しでした。遺憾なことです。貴省からの説明は理解と納得のできないことが山積みです。特に、「今回の措置が電気事業法に基づいている」と説明はされるのですが、「託送料金約款は経済産業大臣が認可する」という手続き以上の具体的な根拠については、何ひとつ明確に示されていません。
 - (3) ぜひ、今進めようとしていることを思い止まって、原発の事故賠償や廃炉については、その事業を行ってきた事業者や利害関係者及び国策として進めてきた国の責任をまず明示し、つづけて、原発の事故賠償や廃炉に伴う全ての情報を包み隠すことなく、分かりやすく明示・公開し、国民全体がその事実を知って、そのうえで、どうしていくかを話し合って決めていけるようにしてほしい、と心から願います。

草々